

【4解説文】国產生糸悪製・不正取締り請書（明治三年：一八七〇）(表紙)
(C)

「明治三庚年八月 指

御 請 書

東通
上大屋村

差上申御請書之事
（差し上げ申す御請け書の事）

一御国産生糸之儀、従来
（一御国産生糸の儀、従来）

一皇国第一与称候佳品有レ之処、横浜御開港
（皇国（こうこく）第一と称（とな）え候佳品にこれ有る処、横浜御開港）

已來、製作元並商人共之内、追々私情甚敷
（已來（いらい）、製作元並び商人共の内、追々私情（しじょう）甚（はなは）
だ敷（し）くに）

立至り、生糸江重目を付候ため、厚紙ヲ巻付ケ、
（立ち至り、生糸へ重目を付け候ため、厚紙を巻き付け、）

或者太元結相用、其外種々之悪謀ヲ巧、
（或（ある）いは太元結（もとゆい）相（あい）用い、其（そ）の外種々の悪
謀を巧（たく）み、）

近くハ玉糸挽交等、悪製不正之及二所業一、
（近くは玉糸挽（ひ）き交じる等、悪製不正の所業（しょぎょう）に及び、）

其弊一般押移り、已ニ昨歳已來別而嚴御取
（其の弊一般に押し移り、已（すで）に昨歳已來別けて厳しく御取り）

締御布告等も有レ之候得共、兎角弊風
（締まり御布告等もこれ有り候えども、兎角（とかく）弊風（へいふう））

不二相止一、不埒之事ニ候、右様佳名之御国産、
（相止（や）まず、不埒（ふらち）の事に候、右様佳名の御国産、）

悪製ニ陥り候而者、御國利を失ひ候の已ならず、
（悪製に陥（おちい）り候ては、御國利を失い候のみならず、）

第一

天朝御旨趣も有レ之、殊ニ専ら交際之品ニ
（天朝（てんちよう）御旨趣（しそゆ）もこれ有り、殊（こと）に専（もっぱ）ら交際の品ニ）

候得者、外國ひ被レ為レ対、御國辱与申シ
（候えば、外國へ対せられ、御國辱（こくじよく）と申シ）

詰候所、御国政ニ相拘、不ニ御容易一義有レ之、
（詰め候所、御国政に相拘（かか）わり、御容易ならざる義これ有り、）

依而今般頭取共江申付、廻村之上一村
（依（よつ）て今般頭取（とうどり）共（とも）へ申し付け、廻村の上一村）

限り小前末々迄、昨年已來御布告并義定
（限り小前（こまえ）末々迄、昨年已來御布告並び義定（ぎじょう））

書之趣、猶為申渡一候条、右御取締御主意之
（書の趣（おもむ）き、猶（なお）申し渡させ候条、右御取り締まり御主意の）

趣、製作人者勿論、商人共得与相弁ひ、
（趣き、製作人は勿論（もちろん）、商人共得（とく）と相弁（わきま）え、）

旧製之佳名ニ復し候処可心掛一候、万一千
（旧製の佳名に復し候処心掛けべく候、万一千）

心得違私情ニ迷ひ、悪製不正之
（心得違い私情に迷い、悪製不正の）

及仕業一、御主意不ニ相守二者於レ有レ之者、
（仕業（しわざ）に及び、御主意相守らざる者これ有るに於いては、）

違無レ之様可レ致者也
（違いこれ無き様致すべき者也）

無容赦一糺問之上可二罪科一候条、心得
（容赦無く糺問（きゅうもん）の上罪科（ざいか）とすべく候条、心得）

右之通被ニ仰渡一承知奉レ畏候、然ル上者
右の通り仰せ渡され承知畏(かしこ)み奉(たてまつ)り候、然(しか)る
上は一

一村限り相互二製練ニ可レ仕候、万一心得違(つかまつ)

一村限り相互に製練に仕(つかまつ)るべく候、万一心得違(つかまつ)

御取締ニ申上一候、依レ之御請印形仕奉ニ差上一

御取締ニ申上一候、これに依り御請け印形(いんぎょう)仕り差し上げ

御訴ニ申上一候、依レ之御請印形仕奉ニ差上一

御訴ニ申上一候、これに依り御請け印形(いんぎょう)仕り差し上げ

候処ニ件(くだん)の如し(レ)

東通上大屋村

富造村
忠太郎
由幾次郎
造郎

(以下一三名、中略)

文七印
百性代
善平印

与頭常三郎印

文七印
百性代
吉印

同
名主
藤太郎印

明治三庚午年
八月

小池文七郎殿
田村栄次郎殿